

e-Tax Information

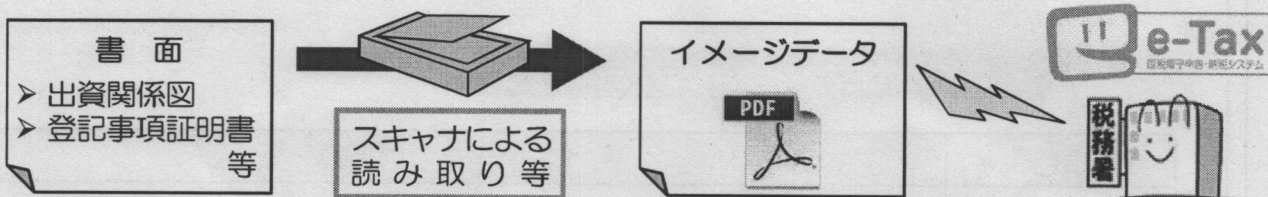
e-Taxにおける利便性向上施策

添付書類のイメージデータ(PDF形式)による提出

平成28年4月1日(金)運用開始予定

個人・法人の利用者を対象

e-Taxで申告や申請等を行う場合、別途郵送等で書面による提出等を行っている添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)による提出が可能となります。

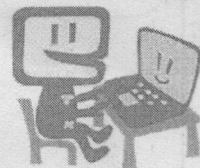


- ▶ イメージデータで提出可能なデータ形式はPDF形式のみ
- ▶ PDF形式のイメージデータは、次の方法などにより作成
 - ① 添付書類(書面)をスキャナにより読み取りPDF形式に変換
 - ② パソコンで作成した添付書類(文書データ等)をソフトウェアを使用してPDF形式に変換

運用開始予定日	対象手続	イメージデータにより提出可能な添付書類
平成28年4月1日(金)	① 法人税、消費税(法人)、酒税の申告 ② ④以外の申請等	e-Taxホームページに掲載
平成29年1月4日(水)	③ 所得税、贈与税の申告 ④ 所得税、消費税(個人)、贈与税、相続税関係の申請等	平成28年4月以降、e-Taxホームページに掲載予定

【イメージデータ提出の対象とならない添付書類】

- ① 所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる第三者作成の添付書類
(例：給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書など)
- ② 電子データ(XML形式又はXBRL形式)により提出が可能な添付書類
(例：所得税青色申告決算書、法人税申告の別表など)
- ③ 原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要な添付書類
(例：印紙税過誤納確認申請など)



裏面へ

送信方式

方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの提出（送信）時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データの提出（送信）後に、別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで送信可能

- ▶ 添付書類を同時送信方式で提出後、別途、追加送信方式で提出することも可能
- ▶ 送信可能回数は、同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大11回まで
- ▶ イメージデータによる提出の際は、「添付書類送付書」（仮称）を作成する画面に必要事項を入力して、この送付書とイメージデータを併せて送信

1送信当たりの送信可能ファイル数及びデータ容量

項目	1送信当たりの上限
ファイル数	最大16ファイル
データ容量	1ファイル当たり最大1.0MB、かつファイル合計で最大1.5MB

e-Taxにおける利便性向上施策

e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能の提供

平成28年4月1日(金)運用開始予定

法人の利用者を対象

市販の会計ソフトによりCSV形式で作成された法人税申告の財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能を提供します。



具体的な手順の流れなどについては、今後、e-Taxホームページに順次掲載される予定です。

e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス 検索